

議案第14号

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立社会教育集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「集会所の管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第 2 項中「管理者」を「市長」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 6 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、第 4 条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）に伴い、平成 18 年 9 月 2 日以降、公の施設の管理は、地方自治体の直接運営、廃止、指定管理者のいずれかの選択が必要で、本施設は地元で管理を委任しており、実態に合わせて改正を行うもの